

令和4年第4回葛城市議会定例会会議録（第1日目）

1. 開会及び散会 令和4年12月6日 午前10時00分 開会  
午前11時17分 散会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員15名

1番	西川善浩	2番	横井晶行
3番	柴田三乃	4番	坂本剛司
5番	杉本訓規	6番	梨本洪瑠
7番	吉村始	8番	奥本佳史
9番	松林謙司	10番	谷原一安
11番	川村優子	12番	増田順弘
13番	西井覚	14番	藤井本浩
15番	下村正樹		

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦	副市長	溝尾彰人
教育長	椿本剛也	企画部長	高垣倫浩
総務部長	東錦也	総務部理事兼都市整備部理事	安川博敏
市民生活部長	前村芳安	市民生活部理事	林本裕明
産業観光部長	早田幸介	保健福祉部長	森井敏英
こども未来創造部長	井上理恵	教育部長	西川育子
教育部理事	板橋行則	上下水道部長	井邑陽一
会計管理者	吉井忠		

5. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	岩永睦治	書記	新澤明子
書記	神橋秀幸	書記	福原有美

6. 会議録署名議員 7番 吉村 始 8番 奥本佳史

7. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定について

- 日程第3 議第56号 葛城市教育委員会委員の任命について
- 日程第4 議第57号 葛城市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第5 議第58号 葛城市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第6 議第59号 葛城市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第7 議第60号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定することについて
- 日程第8 議第61号 葛城市手話言語条例を制定することについて
- 日程第9 議第62号 葛城市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第10 議第63号 葛城市職員の定年等に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第11 議第64号 葛城市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第12 議第65号 葛城市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第13 議第66号 葛城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第14 議第67号 葛城市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第15 議第68号 工事請負契約の締結について（葛城市立白鳳中学校南棟長寿命化改修工事）
- 日程第16 議第69号 令和4年度葛城市一般会計補正予算（第6号）の議決について
- 日程第17 議第70号 令和4年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第18 議第71号 令和4年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第2号）の議決について
- 日程第19 議第72号 令和4年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第2号）の議決について
- 日程第20 議第73号 令和4年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第21 議第74号 令和4年度葛城市水道事業会計補正予算（第3号）の議決について
- 日程第22 議第75号 令和4年度葛城市下水道事業会計補正予算（第1号）の議決について

開 会 午前10時00分

**梨本議長** ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しておりますので、令和4年第4回葛城市議会定例会を開会いたします。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきください。

葛城市議会では、会議室内における新型コロナウイルス感染対策を行っております。また、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おき願います。

本日、令和4年第4回定例会が招集されましたところ、議員各位には何かとご多用の中ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。年の瀬の慌ただしさを感じられる時節となりましたが、本定例会におきましても、議員各位の格段のご協力によりまして、最後まで議会運営が円滑に進行できますよう、よろしく願い申し上げます。

ここで報告事項を申し上げます。

本定例会に提出する議案につき、市長から送付がありました提出議案は、議事日程記載の日程第3から日程第22までの20件であります。議事の進行上、議案の朗読は省略いたします。

また、条例改正議案の新旧対照表を議席に配付いたしておりますので、ご承知おき願います。

最後に、監査委員から例月出納検査結果について報告がありました。お手元に配付いたしておりますので、ご清覧賜りますようお願い申し上げます。

以上で報告を終わります。

ここで、阿古市長から招集者としてのご挨拶を願うことにいたします。

阿古市長。

**阿古市長** 皆様、おはようございます。開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、令和4年第4回葛城市議会定例会の招集をさせていただきましたところ、議員各位におかれましては、年末のご多忙の時期にもかかわらず、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本定例会におきましては、人事案件が4件、議決案件が16件、合わせて20件につきましてご審議をお願いするものでございます。それぞれの案件につきましては、提案時にその内容を説明させていただきますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

**梨本議長** これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、7番、吉村始議員、8番、奥本佳史議員を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期、議事日程、審議方法について、議会運営委員会でご協議願っておりますので、委員長から報告願います。

増田順弘議員。

**増田議会運営委員長** 皆さん、おはようございます。令和4年第4回葛城市議会定例会の開会に当たり、去る11月25日、議会運営委員会を開催し、諸事項につきまして慎重に協議をいたしておりますので、その結果につきましてご報告を申し上げます。

初めに、議事日程及び審議方法についてでございます。

まず、日程第3、議第56号議案につきましては、人事案件でございます。上程し、その内容説明を受けた後、質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

次に、日程第4、議第57号から日程第6、議第59号までの3議案につきましても人事案件でございますので、一括上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑を行い、委員会付託を省略いたしまして、討論、採決は1議案ごとに行います。

次に、日程第7、議第60号から日程第14、議第67号までの条例の制定及び一部改正8議案につきましては、一括上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑まで行い、総務建設常任委員会には議第60号及び議第62号から議第67号までの7議案を、また、厚生文教常任委員会におきましては議第61号の1議案をそれぞれ付託し、審査を願います。

次に、日程第15、議第68号の工事請負契約議案につきましては、上程し、その内容説明を受けた後、質疑を行い、厚生文教常任委員会に付託をいたしまして、審査を願います。

次に、日程第16、議第69号から日程第22、議第75号までの補正予算7議案につきましては、一括上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑まで行い、予算特別委員会を設置いたしまして、審査を付託いたします。なお、委員会の定数は8名としますので、調整を図って、委員の選出をお願い申し上げます。

以上で1日目は散会をいたします。

続いて、会議日程及び会期はお手元に配付のとおりでございます。会期は本日12月6日から20日までの15日間といたします。8日午前10時より本会議を開催し、一般質問を行います。9日午前10時より本会議、引き続き一般質問を行います。12日午前9時30分より総務建設常任委員会、13日午前9時30分より厚生文教常任委員会を開催いたします。各常任委員会におかれましては、付託議案の審査及び所管事項の調査をお願いいたします。15日は午前9時30分より予算特別委員会を開催し、付託議案の審査をお願いいたします。16日と19日は予備日とし、20日午前10時より本会議を開催し、初めに、会期中に行われました各委員会における調査事項につきましての審査状況を各委員長よりご報告願います。その後、各委員会に付託をされました議案につきまして、各委員長より審査結果についてご報告を願ひ、質疑、討論の後、採決まで行います。会議日程及び会期については以上でございます。

次に、今回提出をされました意見書（案）はございませんので、ご承知おきを願います。

最後に、一般質問についてでございます。質問回数につきましては、一括質疑方式を選択された場合は2回までで、3回目は発言のみとなります。一問一答方式を選択された場合は、回数に制限はございません。また、制限時間につきましては、答弁、質疑含めまして1人60分以内といたします。なお、反問時間は制限時間に含めません。

以上、報告といたします。皆様方のご理解賜りますよう、よろしくお願ひを申し上げます。

**梨本議長** ただいまの議会運営委員会委員長からの報告のとおり、本定例会の会期は本日6日から20

日までの15日間とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**梨本議長** ご異議なしと認めます。よって、会期は本日6日から20日までの15日間とすることに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。

議案審議につきましても、ただいまの議会運営委員長からの報告のとおり行うことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**梨本議長** ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員長の報告のとおり議案審議を行うことにいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

これより議案審議に移ります。

日程第3、議第56号、葛城市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

なお、本案につきましては、委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

本案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

**阿古市長** ただいま議題となりました議第56号、葛城市教育委員会委員の任命につきまして提案理由を申し上げます。

本案につきましては、葛城市教育委員会委員、森吉文氏が本年12月20日付で任期が満了することに伴い、提案するものでございます。森氏におかれましては、人格が高潔で教育、子育て及び地域文化に関する高い識見を有しておられ、最適任者であると認められます。よって、引き続き葛城市教育委員会委員として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項及び同法第5条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

よろしくご同意を賜りますようお願い申し上げます。

**梨本議長** これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**梨本議長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**梨本議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第56号議案を採決いたします。

本案について、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**梨本議長** ご異議なしと認めます。よって、議第56号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

た。

日程第4、議第57号から日程第6、議第59号までの葛城市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての3議案を一括議題といたします。

なお、本3議案につきましては、委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

本3議案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

**阿古市長** ただいま議題となりました議第57号から議第59号までの3議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

本案につきましては、令和5年3月5日付で葛城市固定資産評価審査委員会委員の任期が満了することに伴い、提案するものでございます。

最初に、議第57号、葛城市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることにつきましては、仲田博則氏を引き続き選任いたしたく提案するものでございます。

次に、議第58号、葛城市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることにつきましては、中井康郎氏を引き続き選任いたしたく提案するものでございます。

最後に、議第59号、葛城市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることにつきましては、村田英介氏を引き続き選任いたしたく提案するものでございます。

以上3名の方々におかれましては、固定資産に関する知識並びに人格、識見いずれも優れており、最適任者であると認められます。よって、引き続き葛城市固定資産評価審査委員会委員として選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

以上でございます。よろしくご同意を賜りますようお願い申し上げます。

**梨本議長** これより質疑に入りますが、本3議案につきましては一括質疑といたします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**梨本議長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第4、議第57号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**梨本議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第57号議案を採決いたします。

本案について、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**梨本議長** ご異議なしと認めます。よって、議第57号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第5、議第58号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**梨本議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。  
これより、議第58号議案を採決いたします。  
本案について、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**梨本議長** ご異議なしと認めます。よって、議第58号は原案のとおり同意することに決定いたしました。  
日程第6、議第59号議案について討論に入ります。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**梨本議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。  
これより、議第59号議案を採決いたします。  
本案について、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**梨本議長** ご異議なしと認めます。よって、議第59号は原案のとおり同意することに決定いたしました。  
次に、日程第7、議第60号から日程第14、議第67号までの条例の制定及び一部改正8議案を一括議題といたします。  
本8議案につき、提案理由の説明を求めます。  
阿古市長。

**阿古市長** ただいま議題となりました議第60号から議第67号までの8議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

最初に、議第60号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定することについてでございます。本案につきましては、地方公務員法の改正により、令和5年4月1日から、地方公務員の定年が国家公務員と同様に引き上げられることに伴い、関係条例を改正及び廃止するものでございます。主な改正内容といたしましては、新たに導入される管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる役職定年制に対応するため、職務を新たに規定するものでございます。また、職員が60歳に達した日の後における最初の4月1日以後、当該職員に適用される給料を7割水準とする規定等を設けるものでございます。そのほか、級別職務分類表の整理や管理職手当の定額化、引用条文の改正や文言整理を行うものでございます。施行期日は令和5年4月1日でございます。

次に、議第61号、葛城市手話言語条例を制定することについてでございます。手話への理解を更に深め、誰もが互いに尊重し、支え合い、安心して暮らすことができる社会の実現を目指すため、本条例を制定するものでございます。施行期日は令和5年4月1日でございます。

次に、議第62号、葛城市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、人事院勧告を受け、本年11月に

公布されました給与改正法に準じまして、特定任期付職員に対し支給する期末手当を、年間3.25月分から0.05月分引き上げ3.3月分とするもので、本年度は12月期で0.05月分を引き上げ、令和5年度以降は年間の合計の支給割合を3.3月分のまま、6月期と12月期それぞれ1.65月分とするものでございます。施行期日は公布の日及び令和5年4月1日でございます。

次に、議第63号、葛城市職員の定年等に関する条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、地方公務員法の改正により、令和5年4月1日から、地方公務員の定年が国家公務員と同様に引き上げられることに伴い、本条例を改正するものでございます。職員の定年を2年に1歳ずつ段階的に引き上げ、令和13年4月1日から65歳とすること、管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる役職定年制を導入することなどを定めるものでございます。施行期日は令和5年4月1日でございます。

次に、議第64号、葛城市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、給与改正法に準じまして、議会議員に対し支給する期末手当を、年間3.25月分から0.05月分引き上げ3.3月分とするもので、本年度は12月期で0.05月分を引き上げ、令和5年度以降は年間の合計の支給割合を3.3月分のまま、6月期と12月期それぞれ1.65月分とするものでございます。施行期日は公布の日及び令和5年4月1日でございます。

次に、議第65号、葛城市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、常勤の特別職に対し支給する期末手当を、ただいま説明申し上げた議会議員に対するものと同様に引き上げるものでございます。施行期日は公布の日及び令和5年4月1日でございます。

次に、議第66号、葛城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、給与改正法に準じまして、本条例を改正するものでございます。まず、本年4月1日に遡り、給料表を平均0.3%引き上げる改正を行うものでございます。次に、勤勉手当の年間支給割合を現行の年間1.9月分から0.1月分引き上げ2.0月分とし、本年度12月期の勤勉手当で0.1月分を引き上げ、令和5年度以降は引き上げた0.1月分を踏まえ、年間の合計の支給割合を2.0月分のままとし、6月期と12月期にそれぞれ1.0月分とするものでございます。また、職員の勤務1時間当たりの給与額の算出について、1年間の勤務時間数を年間52週勤務の2,015時間としていたものから、祝日、年末年始の休日を除いた実際の勤務を要する時間数とするものでございます。施行期日は公布の日及び令和5年4月1日でございます。

最後に、議第67号、葛城市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、ただいま説明申し上げた葛城市一般職の職員の給与に関する条例の改正に準じ、会計年度任用職員の給料または報酬の基礎となる一般職給料表を改めるものです。また、勤務1時間当たりの給与額または報酬額の算出について、常勤の一般職の職員に対するものと同様に改正するものでございます。施行期日は令和5年4月1日でございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。



**梨本議長** これより質疑に入りますが、本8議案については一括質疑といたします。  
質疑はありませんか。

10番、谷原一安議員。

**谷原議員** 1つだけ、質問というよりちょっと要望に近い形になるかと思うんですけれども、議第60号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定することについてというところですが、実はこれは、先ほど市長もおっしゃったように4つを挙げられましたけども、そうしたことについて関係条例の整備ということで、実は8条例にわたって改正があります。その条例改正の発生元、議会基本条例の論点整理として市長に求めるとされているこの発生元を明らかにするということで、地方公務員法の改正のどの部分がどの条例の改正に当たるのか、あるいはそれに伴って市独自で整備するということもあるのか。そういう点をぜひ委員会で、この場でというのは大変なので、委員会制を取っておりますので、委員会で分かる形でご説明をしていただけないかなというこの質問ですけれども。

併せて特に級別の職務に関する整備については、35ページ別表2のところ、そこで初めて出てくる言葉もありまして、どういうふうになって、なぜなのかというところら辺も、ちょっとだいたい議員の中でもいろいろ疑義がありますので、この場で議論するというものではありません。委員会制取っておりますので、そこらあたりも分かる形で論点が尽くされるようにちょっと説明をしていただけたらということですが、いかがでしょうか。

**梨本議長** 高垣企画部長。

**高垣企画部長** 企画部の高垣でございます。

ただいまの谷原議員のご質問、議第60号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定することについて等の委員会での説明については、資料を用意して、適切に説明していきたいと思っております。

以上、よろしく申し上げます。

**梨本議長** 谷原議員。

**谷原議員** ありがとうございます。よろしく申し上げます。

**梨本議長** ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**梨本議長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第60号及び議第62号から議第67号までの7議案については総務建設常任委員会に、議第61号の1議案については厚生文教常任委員会にそれぞれ付託し、審査願います。

次に、日程第15、議第68号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

**阿古市長** ただいま議題となりました議第68号、工事請負契約の締結についてでございます。

本案につきましては、白鳳中学校の南棟の長寿命化を目的とした改修工事をしようとする

ものでございます。本年11月17日に一般競争入札を実施した結果、5者が応札し、株式会社米杉建設が落札いたしましたので、契約金額3億8,293万2,000円で請負契約を締結しようとするものでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

**梨本議長** これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**梨本議長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第68号議案については厚生文教常任委員会に付託し、審査願います。

次に、日程第16、議第69号から日程第22、議第75号までの令和4年度補正予算7議案を一括議題といたします。

本7議案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

**阿古市長** ただいま議題となりました議第69号から議第75号までの7議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

最初に、議第69号、令和4年度葛城市一般会計補正予算(第6号)の議決についてでございます。本案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億2,014万7,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ177億1,790万3,000円とするものでございます。なお、補正内容につきましては、人事異動等に伴う人件費の補正、電気・ガス代の高騰に伴う光熱水費の追加、国や県への精算に伴う補助金等の返還金の追加等をお願いするものでございます。また、第2条では債務負担行為の補正、第3条では地方債の補正をお願いするものでございます。

次に、議第70号、令和4年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の議決についてでございます。本案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50万3,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億250万3,000円とするものでございます。主な補正内容につきましては、債務負担行為と国庫補助金の精算に伴う返還金の追加でございます。

次に、議第71号、令和4年度葛城市介護保険特別会計補正予算(第2号)の議決についてでございます。本案につきましては、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ19万1,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億2,422万円とするものでございます。主な補正内容につきましては、国庫補助金の精算に伴う返還金の追加でございます。

次に、議第72号、令和4年度葛城市学校給食特別会計補正予算(第2号)の議決についてでございます。本案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,987万5,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億927万5,000円とするものでございます。主な補正内容につきましては、電気・ガス代の高騰に伴う光熱水費の追加

でございます。

次に、議第73号、令和4年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）の議決についてでございます。本案につきましては、歳出のみの補正でございまして、歳入歳出予算の総額は増減ございません。主な補正内容につきましては、人事異動等に伴う人件費の補正でございます。

次に、議第74号、令和4年度葛城市水道事業会計補正予算（第3号）の議決についてでございます。本案につきましては、水道事業費用で877万9,000円を追加いたしまして、水道事業費用の総額を7億7,557万2,000円とし、資本的支出で36万1,000円を追加いたしまして、資本的支出の総額を4億5,142万3,000円とするものでございます。なお、補正内容につきましては、人事異動等に伴う人件費、電気代の高騰に伴う動力費等の追加でございます。

最後に、議第75号、令和4年度葛城市下水道事業会計補正予算（第1号）の議決についてでございます。本案につきましては、下水道事業収益で90万4,000円を減額いたしまして、下水道事業収益の総額を12億1,370万4,000円とし、下水道事業費用で73万4,000円を減額いたしまして、下水道事業費用の総額を11億9,576万6,000円とし、資本的支出で17万円を減額いたしまして、資本的支出の総額を9億150万9,000円とするものでございます。補正内容につきましては、人事異動等に伴う人件費の補正でございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

**梨本議長** これより質疑に入りますが、本7議案については一括質疑といたします。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**梨本議長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ここでお諮りいたします。

ただいま議題となっております議第69号から議第75号までの7議案については、8人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**梨本議長** ご異議なしと認めます。よって、議第69号から議第75号までの7議案につきましては、8人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。なお、再開時刻につきましては、追って連絡いたします。

休 憩 午前10時40分

再 開 午前11時15分

**梨本議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり議長において指名いたします。

なお、委員長、副委員長につきましても、委員会条例第8条第1項の規定により、休憩中に予算特別委員会を開き選任いただいておりますので、ご報告いたします。

予算特別委員会委員長、奥本佳史議員、同じく副委員長、吉村始議員、以上です。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、お手元の日程表のとおり、8日、9日、20日それぞれ午前10時から本会議を再開いたしますので、午前9時30分にご参集願います。

なお、12日は午前9時30分から総務建設常任委員会が、13日は午前9時30分から厚生文教常任委員会が、15日は午前9時30分から予算特別委員会がそれぞれ開催されますので、委員各位におかれましては、日程表の日時に審査をよろしくお願いいたします。

皆様方には、早朝より慎重にご審議賜りましたこと、厚く御礼申し上げます。

本日はこれにて散会いたします。

散 会 午前11時17分